

熊本県産業技術センター依頼試験・分析要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県手数料条例(平成12年3月23日条例第9号)及び熊本県産業技術センター処務規定(昭和31年6月1日訓令第1248号)に基づき、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)が依頼を受けて実施する分析、試験又は設計(以下「依頼試験・分析等」という。)に関し必要な事項について定めるものとする。

(依頼試験・分析等の申請手続)

第2条 センターに試験・分析等を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、受付票(別記様式1)に現品を添えて、センター所長(以下「所長」という。)に申請しなければならない。

2 依頼者は、英文による成績書を希望する場合は、受付票にその旨を記載し申請しなければならない。

(試験等の依頼の拒否等)

第3条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の規定による申請に応じない。

- (1) 試験、分析等に係る現品又は材料等の取扱いが、関係法令、条例等の法律や基準に違反するおそれがあるとき。
 - (2) 依頼者が、偽りその他不正な行為により依頼を行ったとき。
 - (3) 依頼者が暴力団関係者(暴力団員(熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下この号において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団と密接な関係を有するもの(同条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係をいう。)であるとき。
 - (4) 依頼試験・分析等により、分析担当者又は分析機器等に被害を生じさせるおそれがあるとき、又は業務上支障となるおそれがあるとき。
 - (5) 試験、分析等を行う必要がないと認めるとき、又は試験、分析等を行うことができないとき。
- 2 所長は、依頼試験・分析等開始後、第1項の規程に該当することが明らかになった場合には、分析、試験等を中止することができる。

(現品の返還等)

第4条 依頼試験・分析等に係る現品又は材料等は、次の場合を除くほか返還しない。

- (1) 依頼者が、受付票に返還を求める旨を記載し、かつ、所長が返還を適当と認めるとき。
 - (2) 前条の規定により分析、試験等の依頼に応じないとき。
- 2 分析、試験等の依頼に係る現品、材料又は試料の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。
- 3 県は依頼試験・分析等による現品の滅失又は毀損に対しては、賠償の責めを負わない。

(手数料)

第5条 依頼者は、第2条に規定する申込みの際、熊本県手数料条例(平成12年3月23日条例第9号)に規定する手数料を収入証紙で納入しなければならない。

(試験成績書の発行)

第6条 所長は、試験又は分析等が終了したとき、試験成績書(別記様式2)を依頼者に交付するものとする。ただし、第2条第2項により英文の試験成績書の希望があったときは別記様式3に定める試験成績書を依頼者に交付するものとする。

2 依頼者が試験成績書の交付を希望しない場合はこの限りではない。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、依頼試験・分析等に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要項は、平成27年3月12日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

依頼試験受付票

受付番号 第

号

収入証紙貼付用紙

備考

合計金額(

%対象)

0円

内消費税

会社及び役員等は、暴力団等反社会勢力に該当しないことを表明します。